

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金
融農林水産省告示第三号）

改正案	現行
<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>一 信用保証協会等</p> <p>二 株式会社企業再生支援機構</p> <p>三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2～4 （略）</p>